

相談の店の育成強化 全国各地で組織化へ

地方協会はサイクリスト、教育委員会関係者、自転車業界の三本を柱として構成されているが、このうち組織の弱体なところや後進地区においては特に自転車業界の積極的な協力が必要不可欠の条件とされている。

JCAが日商連（自転車小売商団体）と協力して、一般ユーザーのために設けたサイクリング相談の店はその後年々増加し、現在では全国で約2700の相談の店が設置され、それぞれサイクリングのカウンセラーとして活動している。

しかし、残念なことに県によってはまだ未設置のところや、あっても県内の一部の地区に限られているところもあって、全県下に限らず設けられているところは少ない。

またあることはあっても、研修会もやらず、組織化もされていないため、情報不足や勉強不足もあって、よきカウンセラーとしての役割を十分に果していないところもある。

そこでJCAでは従来から西日本地区（近畿以西）の相談の店の育成と組織強化に務めていた水軒常任理事（西日本支局長）とともに今度新しく本部常務となつた寺見守常任理事を東日本地区（中部以東）の担当者として、積極的な育成、組織強化に乗り出すことになり、このほど日商連伊藤理事長と当協会安井会長連名で相談の店の育成強化に協力してほしい旨、文書により各都道府県組合および地方協会あてに通知した。

JCAでは早速、東では茨城、長野両県下各

地区、また西では山口、岡山、熊本、島根各県においてサイクリング相談の店の養成および研修の講習会を開催、業界側の協力態勢の強化をはかるとともに、次のような相談の店の会則案を参考に、各県の相談の店の組織化を推進することになった。

〇〇県サイクリング相談店会会則(案)

第1条(名称) 本会は〇〇県サイクリング相談店会と称し、事務所を〇〇市に置く。

第2条(目的) 本会はサイクリングの普及奨励をはかり、企業を通じて社会に奉仕することを信条とし、会員相互の啓発のための研修を行ない、会員が同業間に於ける模範店となるとともに、サイクリストに対し親身になって便宜を提供する店となることを目的とする。

第3条(会員) 本会員は、〇〇県自転車軽自動車商協同組合の組合員であって、その店がサイクリング及び自転車に関する高度の知識を持ち、青少年などの相談にも愛情をもって応ぜられる店であることを組合理事長が確認の上〇〇県サイクリング協会を経由して(財)日本サイクリング協会へ推薦し、(財)日本サイクリング協会より認定されたものを会員とする。

第4条(事業) 本会はその目的を達するため、つぎの事業を行なう。

(1) 経営に関すること

(イ) 講演会(新年の賀詞交換会に専門家

を招き経済情勢などを勉強する。)

(ロ) 講習会(店内装飾、店頭販売広告方法などについて専門家を招く。)

(ハ) 研究会(売掛金の回収、春秋歳末売出しなど会員の経験を持ち寄り研究をする。)

(2) サイクリングに関すること

(イ) 指導に関する研究会

(講師を招き相談の店として必要な知識を研修する。地図、天気図、クラブ運営、コース等)

(ロ) サイクリング実技研修会

(少なくとも年1回会員のサイクリング大会を開催し実走し研究会を開く。)

(ハ) サイクリング行事に関する協力

(県、協会の諸行事、リーダー講習会等に積極的に協力参加)

(3) 技術に関すること

(イ) 技術講習会(新製品等について)

(ロ) 工場見学(優良部品メーカー工場等)

(4) その他

(イ) モデル店舗見学会

(ロ) 交通安全指導協力

自転車の無料点検および交通安全資料配布など。

第5条(役員)本会につぎの役員を置く。

会長1名 副会長2名 委員若干名

会計1名 監事2名

第6条 会長は組合理事長が兼任する。副会長は会員の互選によって決し、委員及び会計、監事は会長、副会長において会員中より適任者を選衡の上指名する。

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。会長は学識経験者を顧問に委嘱することができる。

第8条 会長は本会を代表し、会務を執行する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。委員は委員会を構成し、委員長を選任し、会の運営について審議する。

第9条(会議)本会は毎年1回定例総会を開催する。

会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

第10条 役員会、委員会は会長が随時招集するものとする。

第11条(会員の任務)会員の任務は、おおむね次のとおりとする。

(1) ○○県サイクリング協会の組織に加入し、各種のサイクリングに積極的参加すること。

(2) 毎年行なわれる本会の総会及び各種行事(講習会、研究会等)に出席すること。

(3) サイクリングおよび自転車に必要な知識を有し、サイクリングの相談に応じ指導する能力を備えること。

(4) サイクリング用貸自転車、サイクリング用品等を備え、サイクリング愛好者の要望に添える店であること。

第12条 本会が実施する各行事に故なく出席せず、または本会が行ない、あるいは推進する事業に非協力等、相談店としての適格性を欠くにいたったときは、総会に諮り除名することができる。

第13条(会計)本会の会計は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終る。

本会に要する経費は、会費および県組合サイクリング事業費より支出するほか、助成金の交付および寄付金等をもってこれにあてる。

第14条(事務)本会運営のための事務会計業務は、県組合事務局が担当する。

第15条(支部)県組合の各支部は、本会の支部として運営を担当するものとする。

第16条(付則)本会会則の改廃は、総会において諮りこれを行なう。

第17条 本会会則は昭和 年 月 日より実施する。

東北ブロックラリーに新風 オリエンテーリング方式取入る

第7回東北ブロックラリーは去る8月1日～2日の2日間にわたり、山形県において開催され、東北各県から210名のサイクリストが参加した。

今回のラリーでは開催地が東北各地を一巡した後、再び山形県に廻って来たのを機会にややマンネリ化しているブロックラリーに新風を導入するためサイクルオリエンテーリング方式を一部取入れて実施、好評を博したようなので、他ブロックラリーの参考としてそのやり方の概要を述べることにした。

まず企画、運営上のポイントとして次のような点があげられる。

1. コースは従来のもちらという観光的サイクリングを主体としたところをさげ、サイクルオリエンテーリングの実施に適したコースをえらんだ(1日目30K、2日目45K)。
2. 参加者は地図が読めることを前提とした。
3. 参加者数を制限したこと。従来のように350名から400名の参加者があったのでは、この方式によるラリーは不可能なので200名と定員を制限した。
4. 5人または4人一組で数分おきに出発させるため、集合時間に3時間の巾をもたせ、各県別に集合時間を指定した。
5. 役員の数が多くならないように配慮し、チェックポイント(CP)の役員も1～2名にした。
6. 開会式は従来例にとらわれず、第1日目は18時20分から宿舎近くの小学校で実施した。
7. 参加者各人にはCPを記入した5万分の1の地図とその横にスタートからゴールまでと途中8つのCPで確認印と問題解答を記入するカードを一語にしたものをわたした。
8. 問題は2級リーダー試験問題集から適当に選んで出題した。

9. このやり方は1日目だけ行ない、2日目は普通の団体サイクリングにした。

出発は4人一組でスタート、第1および第2のCPまではスピードジャッジとして指定された時速で走り、第2から第8までのCPでは役員から通過時間のチェックをうけると同時に前のCPでもらった問題の解答をする。読図力が不足しているためコースを間違えたり、適当なスピードで走らなかったものはCP毎に減点され、一番成績の悪かったのでは340点も減点されたものもいた。

なおこの新しいラリーのやり方は実施後行なわれたアンケートによると一般的に好評であったが、一部の参加者からは、未知の土地や景色のよいところを走るという観光的サイクリングがなかった、セレモニーが物足りなかった等の批判はあったようである。

70才以上の老人6名が参加

第13回西日本ラリー(佐賀)

第13回西日本サイクリングラリーが9月24～25日の両日、佐賀県において、近畿、中国、四国、九州各府県から554名のサイクリストが参加して盛大に開催された。

開会式は9時30分から佐賀市役所(旧城内)広場において開かれ、横尾佐賀県協会会長、水軒常任理事(安井会長代理)の挨拶、教育庁の祝辞、参加者表彰等があって11時20分会場を出発、途中有明湾の景勝を楽しみながら45キロを快走17時武雄市へ到着温泉街各旅館に分宿した。

翌日は9時市役所前を出発、11時に鹿島市の祐徳稲荷神社(日本三大稲荷の一つ)に到着。閉会式後解散。

今回のラリーには熊本から83才を最高とする70才以上の老人グループ6名が参加、全員元気に完走したのが注目される。

日光杉並木道を走る

第7回関東甲信越ラリー(栃木)

第7回関東甲信越サイクリングラリー栃木県大会は9月19～20日の2日間にわたり、栃木県の日光、湯元コースにおいて、1都9県から450名のサイクリストが参加して行なわれた。

8時、宇都宮市中戸祭体育館において開会式を開き、大野栃木県協会会長、寺見JCA常任理事(安井会長代理)挨拶、知事、市長(代理)の祝辞、全回参加者の表彰等があった。9時同所を出発、日光サイクリング専用道路を20キロ走って休憩、ここより人間はバス、自転車はトラックへ乗せて、有名ないろは坂を上り二荒山神社で大休止、昼食後グループ毎のフリーランで湯元まで快走、南間ホテルに宿泊、夜は大広間で郷土民謡の日光和楽踊りをみんなで楽しんだ。

翌20日は二荒山神社までサイクリング、こ



こからバス、トラックで東照宮を見学、今市市役所へ、市役所広場で休憩山口市長の歓迎のことばがあった後、素晴らしい杉並木の道を鹿沼へ約20キロをサイクリングさらに大谷石で知られている大谷観音をみて16時体育館へ到着閉会式後解散した。

由緒あるお寺めぐり

第3回中部日本ラリー(静岡)

第3回中部日本サイクリングラリーは静岡県サイクリング協会主管で10月2～3日、浜松市周辺において、中部7県から250名のサイクリストが参加して開催された。

第1日は13時浜松市体育館において開会式を行ない、県協会、JCA会長(代理寺見)あいさつ、県教育庁、市長の祝辞があった。14時同所を出発、館山寺温泉で休憩、ここから曲りくねった浜名湖、北方の道をのぼり、奥山まで36キロを走破、青壮年研修所に宿泊した。ここはお寺で経営している施設だが、一寸した国民宿舎並の立派な建物である。

翌日はお寺らしく6時から7時まで座禅を組んだ後朝食、8時30分に宿舎を出発、瀬戸一鷲津と浜名湖の景勝をめでながら21キロを快走、12時本興寺に到着、直ちに閉会式を行ない、昼食後解散した。

体力づくり月間用ポスターに

国がサイクリングを採用

総理府と文部省では10月の体力づくり強調月間にサイクリングのポスターを作成、全国各都道府県市町村および関係諸団体に配布した。国が体力づくりのシンボルとしてサイクリングをとりあげたことは極めて意義あることで、日頃正しいサイクリングの普及推進に努力しているJCAはじめ各地方協会および関係団体としても心強い支援といえよう。

このJCAニュースは日本自転車振興会の補助をうけて発行されています。